

# 特別養護老人ホーム薬師の園利用料金表

令和5年8月～  
単位:円

利用者負担第4段階または第5段階で、本人負担割合が3割の方

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料	
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)
要介護3	9,613	2,884	1,600	2,300	6,784	210,304
要介護4	10,414	3,124	1,600	2,300	7,024	217,744
要介護5	11,194	3,358	1,600	2,300	7,258	224,998

利用者負担第4段階または第5段階で、本人負担割合が2割の方

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料	
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)
要介護3	9,613	1,923	1,600	2,300	5,823	180,513
要介護4	10,414	2,083	1,600	2,300	5,983	185,473
要介護5	11,194	2,239	1,600	2,300	6,139	190,309

利用者負担第4段階または第5段階で、本人負担割合が1割の方

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料	
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)
要介護3	9,613	961	1,600	2,300	4,861	150,691
要介護4	10,414	1,041	1,600	2,300	4,941	153,171
要介護5	11,194	1,119	1,600	2,300	5,019	155,589

利用者負担第3段階②

～公的年金の収入と所得の合計が年額120万円を超える方～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減が適用された場合 ※1)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,613	961	1,360	1,310	3,631	112,561	84,421
要介護4	10,414	1,041	1,360	1,310	3,711	115,041	86,281
要介護5	11,194	1,119	1,360	1,310	3,789	117,459	88,094

利用者負担第3段階①

～公的年金の収入と所得の合計が年額80万円超120万円以下の方～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減が適用された場合 ※1)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,613	961	650	1,310	2,921	90,551	67,913
要介護4	10,414	1,041	650	1,310	3,001	93,031	69,773
要介護5	11,194	1,119	650	1,310	3,079	95,449	71,587

利用者負担第2段階

～公的年金の収入と所得の合計が年額80万円以下の方～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減が適用された場合 ※1)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,613	961	390	820	2,171	67,301	50,476
要介護4	10,414	1,041	390	820	2,251	69,781	52,336
要介護5	11,194	1,119	390	820	2,329	72,199	54,149

利用者負担第1段階

～生活保護受給の方など～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減等適用後 ※1、※2)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,613	961	300	820	2,081	64,511	個々の適用条件
要介護4	10,414	1,041	300	820	2,161	66,991	により負担額が異
要介護5	11,194	1,119	300	820	2,239	69,409	なります

※1: 社福軽減とは、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度のことで、介護サービス費の本人負担額、食費、居住費の概ね25%が軽減されます(個々の軽減適用条件により差異が生じることもあります)

※2: 利用者負担第1段階で生活保護受給者の方は、介護扶助と社福軽減等により本人負担額が原則的にはなくなります

上記の料金は、夜勤職員配置加算Ⅱイ(一日当たり27単位)、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(一日あたり6単位)、看護体制加算(Ⅰ)イ(一日あたり6単位)、口腔衛生管理加算(Ⅰ)(一ヶ月当たり90単位)、介護職員処遇改善加算(算定単位数に8.3%を加算)、特定処遇加算(算定単位数に2.3%を加算)を含んだ金額です又、介護職員等ベースアップ等支援加算(介護職員処遇改善加算と特定処遇改善加算を除いた算定単位数に1.6%を加算)が新設され料金に含まれた金額です

別途、貴重品管理料(一ヶ月当たり1,000円)、諸雑費(1日当たり100円)が全ての利用者様にかかります  
医療費、理美容代、日用品、行事参加費、教養娯楽費等は別途実費負担となります  
初回のみ安全対策体制加算20単位を別途加算します